

世田谷区特別支援教育推進計画
(第2期：平成30年度～平成33年度)
素案

平成29年8月
世田谷区教育委員会

はじめに(調整中)

目 次

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 1 | 特別支援教育をめぐる動き | 1 |
| 2 | 世田谷区特別支援教育推進計画（第1期）を振り返って | 2 |
| 3 | 計画の位置づけ及び計画期間 | 9 |
| 4 | 第2期計画の内容 | |
| (1) | 世田谷型インクルーシブ教育システムを支える体制の推進 | 11 |
| (2) | 第2期計画の体系図 | 12 |
| (3) | 具体的な取組み内容 | |
| | 特別支援教育の推進体制の充実 | |
| 【1】 | 学校（園）における支援体制の充実 | |
| | 特別支援教育コーディネーター機能の充実 | 14 |
| 【2】 | 通常の学級における人的支援 | |
| | 学校包括支援員の充実 | 16 |
| | 非常勤講師（教科の補充指導）の充実 | 17 |
| | 支援要員の充実 | 18 |
| | 大学生ボランティアの充実 | 18 |
| | 幼稚園介助員の充実 | 19 |
| | 地域ボランティア制度の構築 | 20 |
| 【3】 | 特別支援学級における人的支援 | |
| | 特別支援学級支援員の充実 | 21 |
| | 介添員の充実 | 22 |
| 【4】 | 校（園）外から学校（園）を支援する体制 | |
| | 特別支援教育巡回チームの設置・運営 | 23 |
| | 教育支援チームの設置・運営 | 24 |
| 【5】 | 途切れのない一貫した支援 | |
| | 支援情報の引継ぎ | 25 |
| | 関係機関との連携 | 26 |
| | 医療的ケア児への支援 | 27 |
| | 特別支援学級等の整備・充実 | |
| 【6】 | 特別支援学級等の整備 | |
| | 特別支援学級等の整備 | 29 |

| | |
|----------------------------|-----|
| 【 7 】 発達障害教育の推進 | |
| 小学校「特別支援教室」の運営 | 3 1 |
| 中学校「特別支援教室」の設置・運営 | 3 2 |
| 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の設置・運営 | 3 3 |
| 【 8 】 教材・教具の整備 | |
| タブレット型情報端末の整備 | 3 5 |
| 特別支援教育の指導の充実 | |
| 【 9 】 教員の資質・専門性の向上 | |
| 教員研修の実施 | 3 6 |
| 教育研究活動（教材開発・研究を含む）の実施 | 3 7 |
| 専門性向上プロジェクトの実施 | 3 7 |
| 共生社会に向けた教育の推進 | |
| 【 1 0 】 障害者理解教育の推進 | |
| 人権や多様な個性を尊重する教育 | 3 9 |
| 障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの交流 | 4 0 |
| 保護者や学校関係者への理解啓発 | 4 1 |

1 特別支援教育をめぐる動き

平成19年に、学校教育法等の一部を改正する法律の施行を受け、障害のある児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う「特別支援教育」を開始

平成23年に、障害者基本法の改正。「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」などを規定

平成24年7月に、中央教育審議会の特別支援教育の在り方に関する特別委員会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」で「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。」「小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」「すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。」などを報告

平成25年6月に、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定。平成28年4月施行

平成25年9月に、平成24年の中央教育審議会報告で「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたことなどを踏まえ、学校教育法施行令にて就学に関する所要の改正

平成26年1月20日に「障害者の権利のための条約」の批准書を寄託し2月19日から効力発効。条約第24条には「インクルーシブ教育」の規定

平成26年3月に、「第2次世田谷区教育ビジョン・第1期行動計画」を策定。特別支援教育を今後10年間で重点的に取り組む事業に位置づけることを明記

平成27年3月に「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」を策定。今後10年程度を見すえた基本的な「考え方」や「取組みの方向」を明記

平成28年4月に、世田谷区特別支援教育推進計画（第1期）を策定。「あり方」で設定したリーディング事業をさらに拡充し、平成28年度から平成29年度までの2年間にわたる事業活動について規定


平成28年4月に、区立小学校全校に「特別支援教室」を設置。発達障害等の児童に対する指導・支援の充実

2 世田谷区特別支援教育推進計画（第1期）を振り返って

教育委員会では、平成28年4月に策定した世田谷区特別支援教育推進計画（第1期）（以下、「第1期計画」といいます。）に基づき、様々な施策展開を図ってきました。

これまでの主な取組みの成果や課題、第2期計画へ引継ぐ内容について整理しました。

（1）特別支援教育の推進体制における主な成果

| 平成27年度（第1期計画策定前） | 平成29年度（見込み） |
|---|---|
| 学校における支援体制 | |
| | 特別支援教育コーディネーターの活動環境整備 ・小学校 授業代替講師等の配置 週2時間 |
| 通常の学級における支援 | |
| 学校包括支援員の配置 42人 非常勤講師（教科の補充指導）の配置 92校 21,538時間 支援要員の配置 13,120時間 地域ボランティア制度モデル事業の検討 ・要約筆記ボランティアモデル事業の検討 | 学校包括支援員の配置 91人（1校に1人） 非常勤講師（教科の補充指導）の配置 全校 24,632時間 支援要員の配置 43,344時間 地域ボランティア制度モデル事業の実施及び検証 ・要約筆記ボランティアモデル事業の実施及び検証 ・小1サポーターモデル事業の実施及び検証 |
| 校（園）外から学校（園）を支援する体制 | |
| 教育支援チームの実施 ・臨床心理士の配置 1人 ・スクールソーシャルワーカーの配置 1人 ・弁護士の活用 | 教育支援チームの実施 ・臨床心理士の配置 1人 ・スクールソーシャルワーカーの配置 2人 ・弁護士の活用 ・医師の活用 |
| 途切れのない支援体制 | |
| 支援情報の引き継ぎ ・「就学支援シート」「就学支援ファイル」「個別の教育支援計画」による引き継ぎの実施 | 支援情報の引き継ぎ 普及・促進  |

〔学校における支援体制〕

校（園）内の特別支援教育推進体制の中心的な役割を担う、特別支援教育コーディネーター機能を充実するため、特別支援教育コーディネーターとしての役割や基礎的な知識の習得、校内委員会の運営方法など、実践的な研修を毎年度実施し、資質や専門性の向上を図りました。

また、小学校においては「特別支援教室」の全校導入に伴い、就学相談等の業務が増加したため、授業代替講師等を配置し、特別支援教育コーディネーターが活動しやすい環境の整備に取り組みました。

〔通常の学級における支援〕

教育委員会では、特別支援教育を取り巻く環境の変化に加え、通常の学級に対する人的支援のニーズが高いことから、実施計画事業に位置づけられていた学校包括支援員の増員計画を前倒し、1校に1人の配置を行っています。

教科の補充指導を行う非常勤講師についても配置時数を拡充し、個に応じた支援の充実に向け取り組んでいます。

また、障害者差別解消法の施行を踏まえ、学校包括支援員だけでは対応することができない、児童・生徒の安全確保や学校生活における介助の実施などについて、支援要員の配置時数を大幅に拡充し、合理的配慮の提供を実施しています。

さらに、地域ボランティアと協働し、聴覚障害のある児童・生徒のための学校要約筆記ボランティアモデル事業や小1サポーターモデル事業を実施しています。モデル事業の実施に伴い、児童・生徒の学力向上や安定した学校生活につながっている状況が見られます。

〔校（園）外から学校（園）を支援する体制〕

学校（園）だけでは解決が困難な課題について、深刻化の防止や早期解決を図るため、心理や法律などの専門的立場から助言を行う教育支援チームを設置し、支援する取組みを進めました。

〔途切れのない支援体制〕

幼稚園・保育所等の就学前機関における子どもの様子や支援の方法を、区立小学校等へ円滑に引き継ぐための「就学支援シート」や、就学相談の過程で得られる様々な情報を学校へ引き継ぐための「就学支援ファイル」、また、小・中学校入学後は学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を活用し、途切れのない支援を実施できるよう取り組みました。

(2) 特別支援学級における指導・支援の主な成果

| 平成 2 7 年度 (第 1 期計画策定前) | 平成 2 9 年度 (見込み) |
|--------------------------------------|--|
| 小学校全校に「特別支援教室」を導入 (平成 2 8 年 4 月 ~) | |
| 小学校情緒障害等通級指導学級の整備・充実 計 1 3 校 | 小学校「特別支援教室」拠点校の整備・充実 計 1 8 校 小学校情緒障害等通級指導学級 1 3 校は、「特別支援教室」拠点校へ移行 小学校「特別支援教室」初期整備 (簡易工事の実施及び教材等の購入) 計 6 3 校 発達障害に関する理解啓発の実施 保護者向けリーフレットの作成・配付 対象児童の増加に対応するための非常勤講師配置 1 8 校 1 2 , 9 5 0 時間 臨床発達心理士等の巡回支援 (東京都) 各校年 4 0 時間 特別支援教室専門員 (非常勤) の配置 (東京都) 各校 1 人配置 タブレット型情報端末を活用した指導のモデル実施及び導入に向けた検討 計 1 2 台 |
| 特別支援学級の整備・充実 | |
| 特別支援学級 (上記以外) の整備・充実 計 3 9 校 | 特別支援学級の整備・充実 計 4 0 校 |

〔 小学校「特別支援教室」の円滑な運営 〕

発達障害等の児童に対する指導や支援を充実するため、平成 2 8 年度から小学校全校に「特別支援教室」を設置しました。児童一人ひとりの通常の学級における教育的なニーズを踏まえ、「特別支援教室」ではソーシャルスキルトレーニングや教科の補充などの特別な指導を実施し、児童が充実した学校生活を送ることができるよう取り組みました。

「特別支援教室」の整備については、全ての小学校で指導できるように教室を確保し、必要に応じた簡易間仕切り工事の実施や指導に必要な教材や備品等の整備を全校で行いました。また、巡回指導の拠点となる小学校については、情緒障害等通級指導学級から移行した 1 3 校に加え新たに 5 校を整備し、合計 1 8 の巡回グループで運営しています。

「特別支援教室」の導入にあたり、教職員やクラスメイト、保護者、地域の人々が学び方の違いを受け止め、理解していくことが重要であると考え、理解啓発を実施しました。児童一人ひとりの個性や成長のペースはそれぞれ異なり、自分に合った学習方法やペースも一人ひとり違いがあることから、学び方の違いを個性や発達の多様性ととらえ、個に応じた指導をしていくことが大切であることなどを伝えています。

在籍校で指導を受けることが可能となったことなどから、「特別支援教室」を利用する児童が大幅に増加しました。こうした状況に適切に対応するため、東京都から配置される巡回指導教員に加え、区費講師の配置などに取り組みました。



「特別支援教室」の利用にあたって必要となる就学相談の件数も大幅に増加しましたが、在籍校の校内委員会を活用する方式の導入や心理教育相談員の増員などにより、対象児童の早期支援につながるよう努めました。

児童の特性や支援方法の助言を行う臨床発達心理士の巡回支援や、通常の学級との連絡調整や「特別支援教室」の各種運営補助を行う特別支援教室専門員の活用を図り、学校全体で支援していけるよう取り組むとともに、タブレット型情報端末を活用した指導のモデル実施を行っています。

〔特別支援学級の整備・充実〕

対象生徒数の増加や中学校「特別支援教室」の導入を視野に入れ、平成29年4月に中学校の情緒障害等通級指導学級を1校開設しました。

(3) 教材・教具の充実、障害者理解の推進及び「合理的配慮」への対応における
主な成果

| 平成27年度（第1期計画策定前） | 平成29年度（見込み） |
|---|--|
| タブレット型情報端末を活用した指導の充実 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級 4校・6学級・51台（計52台） ・特別支援教室【再掲】 1グループ・12台（計12台） |  |
| 交流及び共同学習の推進 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習の実施 ・副籍交流の実施 |  |
| 医療的ケアに関する検討 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な児童・生徒の実態把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアに関する体制の検討 |

〔タブレット型情報端末を活用した指導の充実〕

児童・生徒の学習意欲や学力等の向上を図るとともに、障害の状態や特性に応じた指導を充実するため、タブレット型情報端末モデル事業の実施に取り組みました。

〔交流及び共同学習の推進〕

誰もが互いを尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合える地域共生社会の実現に向け、次世代を担っていく児童・生徒が、障害者理解を深めていくことができるよう、「交流及び共同学習」や「副籍交流」などを実施しました。

〔医療的ケアに関する検討〕

教育委員会では国の動きを注視するとともに、区の全庁的な検討とあわせて、平成28年度は医療的ケアに関する総合的な研究を、平成29年度には体制等の検討を行っています。

(4) 第1期計画における主な現状、課題及び第2期計画へ引継ぐ内容

通常の学級における人的支援体制

障害者差別解消法の施行やインクルーシブ教育システム（障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みなど）の構築など、特別支援教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、通常の学級における人的支援の大幅な拡充を行いました。これらの取り組みにより、配慮を要する児童・生徒の学習活動の向上や授業内容の理解促進など、様々な教育的効果が現れてきています。

一方、発達障害をはじめ、配慮を要する児童・生徒の増加等に伴い、通常の学級における人的支援のニーズは依然として高い状況にあります。また、配慮を要する児童・生徒の人数や状態は各校によって異なるため、これらの状況に応じた支援員等の配置や人的支援を担う人材の確保が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、第2期計画では、地域ボランティアや大学生ボランティアの活用、児童・生徒の状態に応じた支援員等の配置、人材確保の方策等について検討し、より一層充実を図ります。

特別支援学級における指導・支援

在籍校で発達障害等の児童に対する適切な指導が行えるよう、区立小学校全校に「特別支援教室」を整備しました。「特別支援教室」の導入により、在籍学級担任と巡回指導教員の連携強化や、発達障害等に関する理解促進など、様々な成果が挙がっています。

障害のある児童・生徒一人ひとりの状態に応じた特別支援教育を充実するためには、特別支援学校、区立小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、連続性のある支援の場を整備していくことが重要です。

発達障害等の児童・生徒の中には、「特別支援教室」や通級による指導だけでは学習や生活上の困難を改善することが難しい児童・生徒も一定程度在籍しているため、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の整備が求められています。

また、区立中学校における「特別支援教室」の全校導入や、知的障害学級（固定制）、言語障害学級（通級）の地域バランスに応じた設置に関する課題もあります。

そのため、第2期計画においても、児童・生徒の増加の推移や、障害種別、学級形態、地域バランス等を考慮しながら、特別支援学級等の整備を計画的に進めます。

教材・教具の充実

教材・教具の整備については、基礎的環境整備の視点から標準化すべきものと、障害種別や各学級に在籍している児童・生徒の教育的なニーズに応じて整備すべきものと分けて考えていく必要があります。

区では、特別支援学級の全学級へのパソコン及び周辺機器、大型提示装置等を整備するとともに、タブレット型情報端末モデル事業の実施等に取り組んでいますが、ICTを活用した授業は、視覚的な支援を行いやすいなど、障害のある児童・生徒の理解促進に大きな効果があります。

また、タブレット型情報端末には、拡大・縮小する機能や文字の音読機能など、様々な便利な機能があり、障害のある児童・生徒がこれらの機能を、それぞれの障害の状態に応じて活用できるようになることは、学力向上のみならず、生活上の困難の克服にも役立ちます。

第2期計画ではモデル事業の実施状況を踏まえ、ICTの活用に関する教員の知識・技能のさらなる向上に努めるとともに、タブレット型情報端末の整備を進めます。

障害者理解の推進

教育委員会では、これまでも「交流及び共同学習」や「副籍交流」などに取り組んできました。また、「特別支援教室」の区立小学校全校導入にあたっては、教職員やクラスメイト、保護者等に対し、「子どもたち一人ひとりの個性や成長のペースはそれぞれ異なっていること」、「自分に合った学習方法やペースも一人ひとり違いがあること」、「学び方の違いを個性や発達の多様性ととらえ個に応じた指導が大切であること」などの理解啓発を行いました。

平成28年7月に発生した、神奈川県相模原市の障害者支援施設での痛ましい事件を踏まえ、次世代を担う子どもたちに対する障害者理解教育はますます重要になっています。

さらに、東京都が推進している「オリンピック・パラリンピック教育」では、子どもたちに特に身に付けてほしい資質の一つに「障害者理解」が挙げられており、障害者理解の学習・体験や障害者との交流を通じて、障害を理解する心のバリアフリーの浸透を目標としています。

こうした状況を踏まえ、第2期計画では、人権教育や道徳教育等を通じた「人権や多様な個性を尊重する教育」、「障害のある子どもたちと障害のない子どもたちの交流」、「保護者や学校関係者への理解啓発」などを実施し、障害者理解教育の充実に向け取り組みます。

3 計画の位置づけ及び計画期間

1 計画の位置づけ及び計画期間

教育委員会では、平成26年3月に策定した「第2次世田谷区教育ビジョン」において、「ニーズに応じた特別支援教育の推進」を今後10年間の重点事業に位置づけています。

さらには、同年の「障害者の権利のための条約」発効や平成28年4月の「障害者差別解消法」施行など、特別支援教育を取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、平成27年3月に「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」として、10年程度を見すえた方針をとりまとめました。

特別支援教育推進計画は、「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」で定めた「考え方」やめざすべき「取組みの方向」の実現に向けた具体的な行動計画です。第1期計画は平成28年度から平成29年度までの調整計画でしたが、第2期計画は平成30年度から平成33年度までの4年間にわたる、区立小・中学校・幼稚園における事業活動について規定するものです。

本計画は、次の諸計画等との調和や整合性が保たれた計画とします。

(1) 世田谷区の計画

第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画

世田谷区教育総合センター構想

世田谷区教育の情報化推進計画・第1期行動計画

世田谷区基本計画及び世田谷区新実施計画

せたがやノーマライゼーションプラン、第5期世田谷区障害福祉計画

世田谷区発達障害支援基本計画

(2) 東京都の計画

東京都特別支援教育推進計画(第2期)・第1次実施計画

東京都発達障害教育推進計画

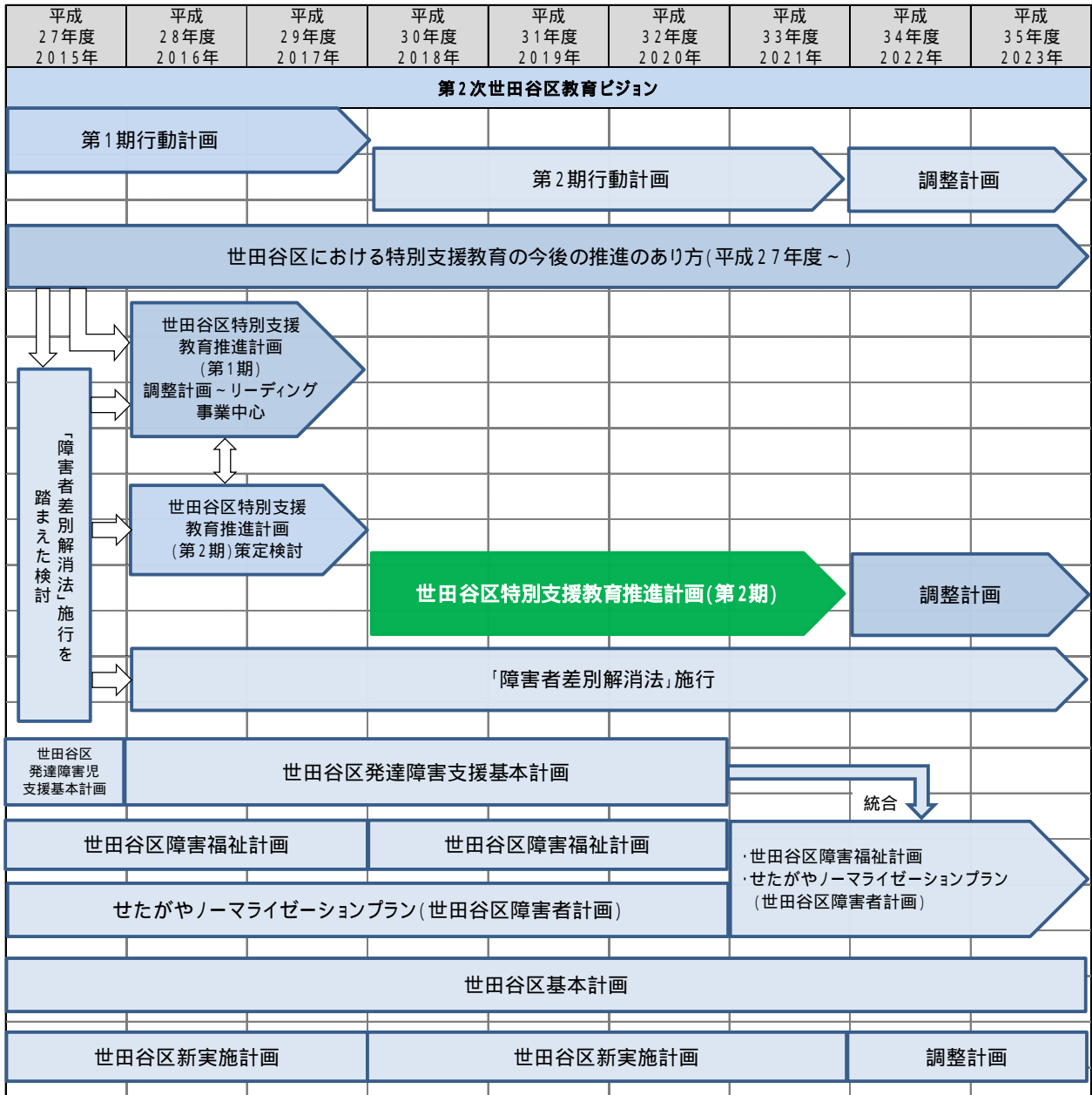
(3) その他法令等

障害者基本法

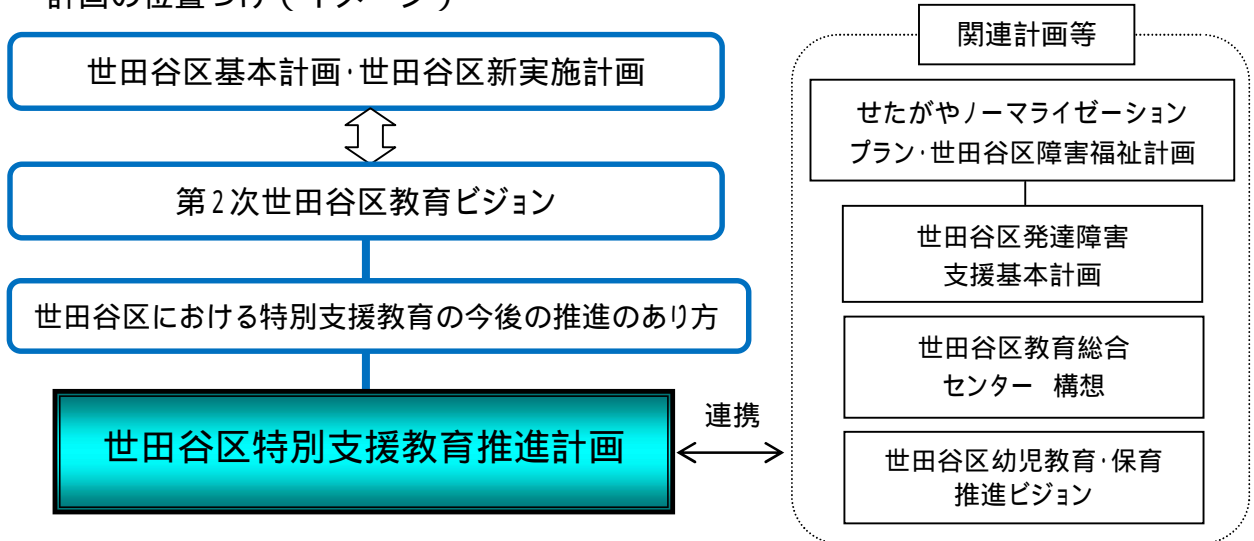
障害者差別解消法

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)[中央教育審議会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 初等中等教育分科会]

計画期間



計画の位置づけ(イメージ)



4 第2期計画の内容

(1) 世田谷型インクルーシブ教育システムを支える体制の推進

区では、平成27年3月に「せたがやノーマライゼーションプラン」を策定し、「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」という基本理念に基づき、様々な施策を推進しています。このような共生社会の形成に向けては、次世代を担う子どもたちに対し、障害者理解を深められるような取組みを進めていく必要があります。普段から地域に障害のある人がいるということが認知され、障害のある人と周囲の人々との相互理解を深めていくことも重要です。

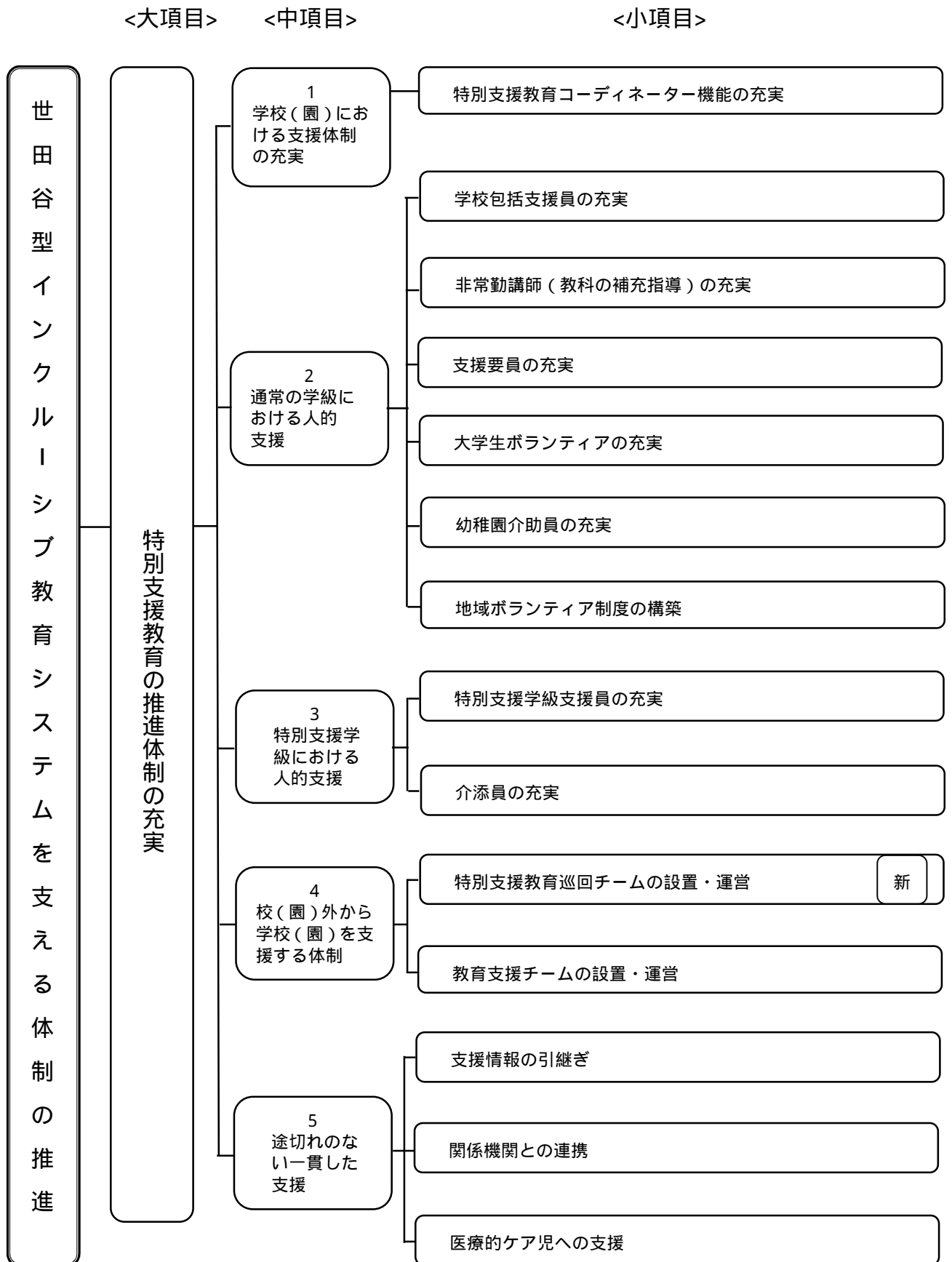
平成26年3月に策定した「第2次世田谷区教育ビジョン」では、「地域とともに子どもを育てる教育の推進」、「これからの社会を生き抜く力の育成」、「生涯を通じた学びの充実」という3つの基本方針を定めています。中でも、世田谷型インクルーシブ教育システムを支える体制の推進にあたっては、3つの基本方針の一つである、「地域とともに子どもを育てる教育の推進」に基づき、進めていくことが特に大切であると考えています。

また、教育委員会では教員の研究や研修、教育相談、不登校対策、幼児教育の推進などを主な機能とし、小・中学校と幼稚園・保育所等を積極的に支援する「学校教育の総合的バックアップセンター」として、「世田谷区教育総合センター」の平成33年度開設に向けた検討を進めています。今後の特別支援教育の推進にあたっては、教員の専門性向上や人的支援の充実など「世田谷区教育総合センター」で検討されている様々な機能と密接な関係があることから、連携を強化するとともに整合性を図りながら取り組んでまいります。

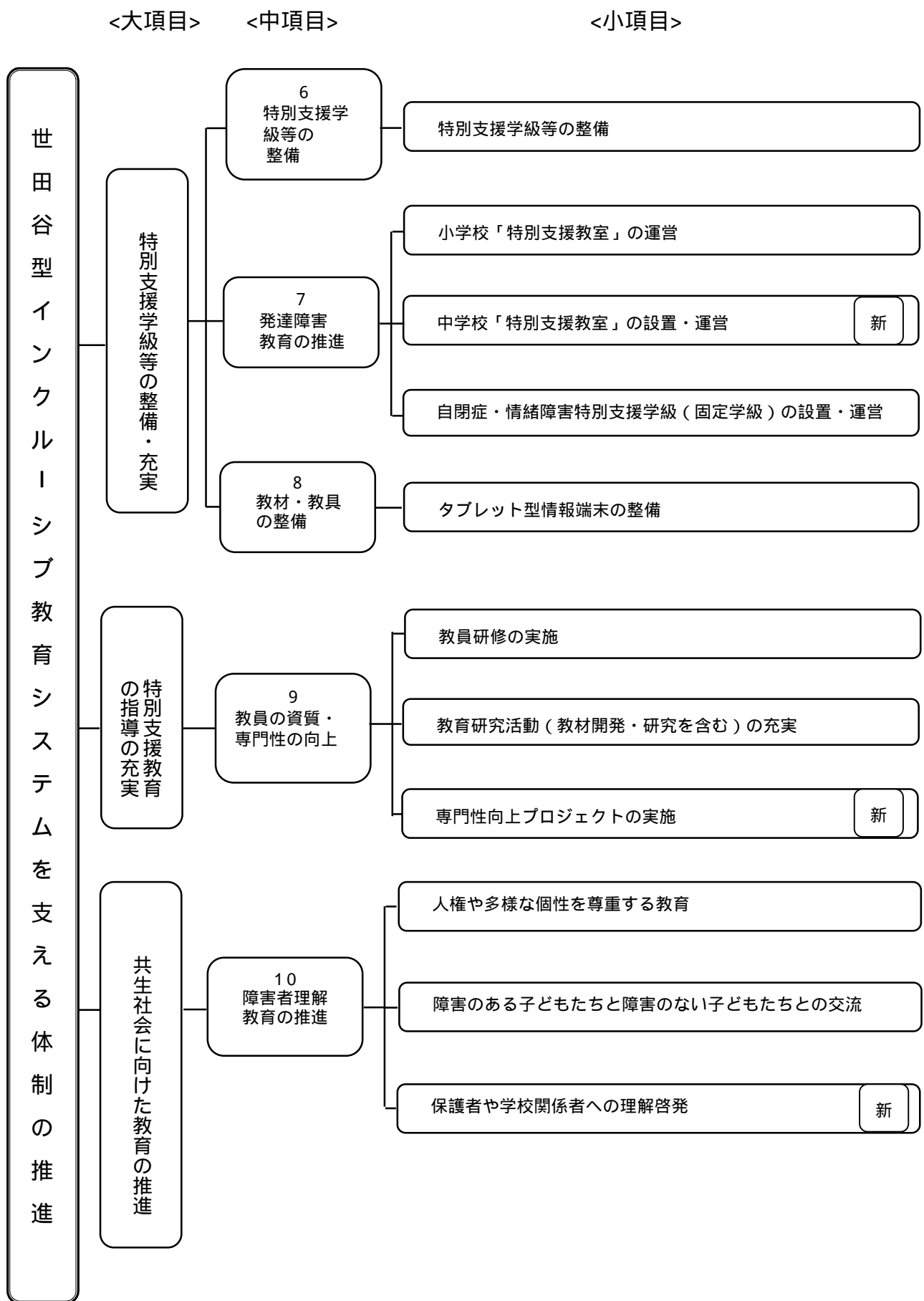
今後、区においては、世田谷型インクルーシブ教育システムの構築に向け、学校（園）・家庭・地域が連携・協働し、特別支援教育推進体制の充実や学校を核とした地域の障害者理解促進に取り組めます。あわせて、子どもたちの障害者理解が深まるよう、思いやりや協力の心をはぐくむ道徳教育や、多様な個性を認め合い、互いを尊重していく人権教育をより一層推進します。

また、障害のある子どもと障害のない子どもの双方にとってよい交流及び共同学習の実施について検討するなど、障害者理解教育の充実に向けた取組みをさらに進めてまいります。

(2) 第2期計画の体系図



凡例...新 : 新しい取組み



特別支援教育の推進体制の充実

【 1 】 学校（園）における支援体制の充実

区では、配慮を要する児童・生徒に適切な教育や支援を行うことを目的に、区立小・中学校に校内委員会を設置するなど、学校内での特別支援教育の推進体制を整備してきました。校内委員会では、児童・生徒の状態の把握や支援の計画づくり、校内研修の実施、外部機関との連携などに取り組んでいます。

校内委員会は、学校長の指導・指示のもと、特別支援教育コーディネーターの教員が調整役となり、副校長、学級担任、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援学級の担任、スクールカウンセラーなどが各校の状況や児童・生徒の状況に応じて構成員となります。

特別支援教育コーディネーター機能の充実

< 現状及び課題 >

特別支援教育コーディネーター研修

区立小・中学校・幼稚園の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を年3回実施しています。研修内容については、特別支援教育コーディネーターが日頃の業務を遂行していく中で感じている課題等を踏まえ、その役割や基礎的な知識の習得、校内委員会の運営方法、学校包括支援員の活用方法など、実践的な内容を実施しています。研修回数が増加については、通常の教育活動等があるため、困難な状況もあります。

特別支援教育コーディネーターの活動環境の整備

平成19年度の特別支援教育導入以降、区では特別支援教育コーディネーターの基本的な役割について、「校内委員会の運営」及び「校外アドバイザー等関係機関との連携」と位置づけてきました。しかし、学校包括支援員の配置調整や人材育成等の業務量が増加しています。また、小学校では「特別支援教室」の全校導入に伴う就学相談や特別支援教室専門員の活用などの業務も増大しています。このような状況を踏まえ、特別支援教育コーディネーターの業務を代替できる非常勤講師等を週に2時間配置し、児童の行動観察など授業時間中にしかできない業務を行えるよう環境整備に取り組むとともに、組織的な支援の強化を図っています。

< 取組み内容 >

配慮を要する子どもの個に応じた指導や支援を促進するため、校内の特別支援教育体制の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を実施します。限られた研修時間の中で、より効果的な内容とするため、校内を調整し、支援方法等をまとめていく力を身につけることに重点を置くなど、研修内容の精

選・充実を図ります。

また、特別支援教育コーディネーターの機能のあり方を引き続き検討していくとともに、学校（園）のチーム対応力や関係機関との連携を強化するため、特別支援教育コーディネーターがより充実した活動を行うことができるよう、コーディネーターの複数指名の促進や環境整備に向け取り組みます。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|--|----------------------------|----------------|--------|
| 特別支援教育コーディネーター 研修の実施 | 充 実 | | |
| 特別支援教育コーディネーター の活動環境整備 ・授業代替講師 等の配置 | 講師等の配置効果や課題を踏まえた仕組みの改善 | | |
| 《小学校》 週2時間 | | | |
| 《中学校》 未実施 | 特別支援教室の 導入状況を踏ま えた検討 | 検討を踏まえた 取組み | 効果検証 |

【2】通常の学級における人的支援

区では、配慮を要する児童・生徒が在籍する通常の学級への支援として、安全配慮や生活指導上の支援を行う学校包括支援員や個別に学習指導をする非常勤講師を学校に派遣しています。学校包括支援員は学級等集団への支援を行い、非常勤講師は特定の児童・生徒に対し保護者の同意の上で個別の学習指導を行っています。また、区立幼稚園・認定こども園において、担任の指導・指示のもと、配慮を要する幼児の安全面の確保やコミュニケーションを仲介する介助員を配置しています。

障害のある子どもたちと障害のない子どもたちが共に学ぶ仕組みなど、インクルーシブ教育システム構築へ向け、人的支援体制を充実していく必要があります。

学校包括支援員の充実

<現状及び課題>

配慮を要する児童・生徒が在籍する通常の学級を支援するため、従来の学校支援員制度を見直し、平成27年度から学校包括支援員（非常勤職員）制度を導入しました。

平成27年度においては、区全体で42人の学校包括支援員を、各学び舎の規模（児童・生徒数）に応じて各中学校に配置し、学校包括支援員が学び舎内の小・中学校を巡回しながら支援にあたりました。

その後、平成28年度から障害者差別解消法が施行されることなども踏まえ、1校に1人の学校包括支援員を配置しています。学び舎内の小・中学校の連携も継続し、配慮を要する児童・生徒に対する支援の充実を図っています。

学校包括支援員は通常の授業だけでなく、校外学習や宿泊行事、水泳授業のサポートなど、学校生活全般にわたる支援を行っています。学校包括支援員の大幅な拡充により学級運営等が安定するとともに、配慮を要する児童・生徒の学習活動の向上や授業内容の理解促進など、様々な教育的効果が現れてきています。

一方で配慮を要する児童・生徒の増加等に伴い、人的支援のニーズがさらに高まっている現状もあります。特に校外学習や宿泊行事の実施に伴うニーズが、高くなっている傾向が見られます。

また、区では学校包括支援員に対する研修を実施し、資質や専門性の向上を図っていますが、学校包括支援員を十分に活用するためには、教員が学校包括支援員の力を活かす方法を習得していくことも重要になってきています。

<取り組み内容>

人的支援のニーズの高まりを踏まえ、配慮を要する児童・生徒数や状態、学び舎の規模などに応じた配置について検討し、学校包括支援員の充実を図ります。

また、学校包括支援員に対し、様々な障害種別の特性や支援の方法に関する研修を実施し、支援の充実に向け取り組めます。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|-------------------------|----------------------|--------|--------|
| 児童・生徒数や状態等に応じた配置の検討・取組み | 検討状況を踏まえた適切な配置、支援の充実 | | |
| 研修の実施 | 充 実 | | |

非常勤講師（教科の補充指導）の充実

<現状及び課題>

区では、配慮を要する児童・生徒に対する学習面での指導の充実を図るため、「教科の補充指導のための非常勤講師」を配置しています。個別指導の実施により、配慮を要する児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応することができるため、児童・生徒の学習意欲や自己肯定感の向上などにつながっています。また、児童・生徒の状態に応じて、チーム・ティーチングによる指導も実施しています。

平成28年度の配置時数の実績は全校で約22,000時間となっており、制度として浸透している状況が見受けられます。

配慮を要する児童・生徒の増加や各校の実情に応じた非常勤講師の配置方法について、検討していく必要があります。

<取組み内容>

配慮を要する児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援を行うため、引き続き「教科の補充指導のための非常勤講師」を配置します。非常勤講師と在籍学級担任等の間で、児童・生徒の状態に関する情報を共有し、学習面以外の学校生活に活かしていけよう取り組んでいきます。

また、配慮を要する児童・生徒数や状態、学び舎の規模などに応じた非常勤講師の配置について検討し、指導・支援の充実を図ります。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|-------------------------|----------------------|--------|--------|
| 児童・生徒数や状態等に応じた配置の検討・取組み | 検討状況を踏まえた適切な配置、支援の充実 | | |

支援要員の充実

<現状及び課題>

通常の学級に在籍している配慮を要する児童・生徒については、各校に配置されている学校包括支援員が主に支援していますが、個々の状態によっては支援が不足する場合がありますため、支援要員（臨時職員）を学校包括支援員の補完的な位置づけとして配置しています。支援要員は学級担任の指導・指示のもと、児童・生徒の学校生活における日常生活の介助や安全管理等の支援を行っています。

平成28年度の配置時数実績は約35,000時間となっており、平成27年度の約2.6倍となっています。これは平成28年度の障害者差別解消法施行とあわせて大幅に支援の拡充を図ったことによるもので、配慮を要する児童・生徒の支援や円滑な学級運営活動に欠かせないものとなっています。

現在、配慮を要する児童・生徒の支援のために、年間を通じて支援できる支援員へのニーズがあります。しかし支援要員は臨時職員という位置づけであり、通年で雇用することができないことや、同性介助などの必要もあるため、人材確保が課題となっています。

<取組み内容>

配慮を要する児童・生徒の学校生活における日常生活の介助や安全管理等の支援を行うため、引き続き支援要員を配置します。あわせて人材確保の方策について検討し、支援の充実に向けた取組みを進めていきます。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|----------------|----------------------|--------|--------|
| 人材確保に向けた検討・取組み | 検討状況を踏まえた適切な配置、支援の充実 | | |

大学生ボランティアの充実

<現状及び課題>

教育委員会では、「区内大学と世田谷区教育委員会との連携に関する基本協定書」を締結し、大学の持つ専門性や多様な教育資源を教育現場に生かし、学生が教育現場の体験を通して自己の資質の向上を図る機会を確保することを目的とした教育活動等支援事業を展開しています。

通常の学級に在籍している配慮を要する児童・生徒の人的支援のニーズは依然として高い状況にあることから、特別支援教育に関心と意欲がある大学生ボランティアを今後も積極的に活用できるよう制度の充実が課題となっています。

< 取組み内容 >

大学生ボランティア制度を所管している教育委員会関係課や特別支援教育の研究活動に取り組む大学のゼミナール等との連携を図るとともに、特別支援教育に関心と意欲がある大学生ボランティアを今後も積極的に活用できる仕組みづくりなど、制度の充実に向けた検討を行います。

また、教育委員会では平成33年度の「世田谷区教育総合センター」の開設に向け、人材バンクの構築や学校とボランティア団体等とのパイプ役的な役割を担う大学生ボランティアの活動支援に関する検討を進めます。これらの動きとも連携しながら大学生ボランティア制度の充実に向けて取り組み、教育委員会が学校を支援する機能の充実を図ります。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|------------------|----------------------|--------|--------|
| 制度の充実に向けた検討・取り組み | 検討状況を踏まえた適切な配置、支援の充実 | | |

幼稚園介助員の充実

< 現状及び課題 >

区立幼稚園・認定こども園において、担任の指導・指示のもと、配慮を必要とする幼児の安全面の確保やコミュニケーションを仲介する介助員を配置しています。

配慮を要する幼児数が年々増加傾向にあるため、介助員の人材確保が課題となっています。

< 取組み内容 >

配慮を必要とする幼児の安全面の確保等の支援を行うため、引き続き介助員を配置します。あわせて人材確保の方策について検討し、支援の充実に向けた取組みを進めていきます。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|----------------|----------------------|--------|--------|
| 人材確保に向けた検討・取組み | 検討状況を踏まえた適切な配置、支援の充実 | | |

地域ボランティア制度の構築

<現状及び課題>

通常の学級に在籍している配慮を要する児童・生徒の人的支援のニーズが高まっていることから、特別支援教育に関心と意欲がある地域人材を活用できる仕組みについて検討しています。

小学校に入学したばかりの新1年生が、集団行動をとることができない、授業中に座ってられない、先生の話の落ち着いて聞けないなどの状態が継続する「小1プロブレム」への対応として、「小1サポーターモデル事業」を小学校1校で実施しています。また、聴覚障害等で配慮を要する児童・生徒への支援については、中学校1校をモデル校に指定し、制度の構築に向け取り組んでいます。地域のボランティア団体等の協力を得ながら要約筆記等の情報保障を実施することにより、生徒の学習効果も向上しています。ボランティア活動日のスケジュール調整や要約筆記のスキル獲得などの課題に関する検討を進めています。

<取組み内容>

「小1サポーターモデル事業」や「学校要約筆記ボランティアモデル事業」の実施を通じて、ボランティア人材を確保するための方策や養成プログラムの開発などの検討を行います。

また、教育委員会では平成33年度の「世田谷区教育総合センター」の開設に向け、人材バンクの構築や学校とボランティア団体等とのパイプ役的な役割を担う学校支援コーディネーターの活動支援に関する検討を進めます。これらの動きとも連携しながら地域ボランティア制度の構築に向けて取り組み、教育委員会が学校を支援する機能の充実を図ります。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|----------------------------------|--------------------------|----------------------|---------------|
| 小1サポーターモデル事業の実施(計1校) | 小1サポーターモデル事業の拡充(計4校) | 小1サポーターモデル事業の拡充(計8校) | モデル事業を踏まえた取組み |
| 学校要約筆記ボランティアモデル事業の実施 | 学校要約筆記ボランティア事業の実施 | 効果検証、課題改善 | |
| 教育総合センターの機能を踏まえた地域ボランティア制度の検討【新】 | ボランティアの役割や人材確保の方策等に関する検討 | | 検討を踏まえた取組み |

【3】特別支援学級における人的支援

特別支援学級には、固定学級と通級指導学級があります。区では、小・中学校それぞれに、知的障害と肢体不自由の固定学級を設置しています。

特別支援学級（固定学級）は児童・生徒8人で1学級を編成します。学級担任に加え、担任の指導の下に児童・生徒を支援する特別支援学級支援員（非常勤職員）介添員（臨時職員）を配置し、学級を運営しています。

特別支援学級支援員の充実

<現状及び課題>

特別支援学級支援員の配置基準は、中学校の肢体不自由学級において1学級に2名、それ以外の学級では3学級までの学級は1名、4学級以上の学級は2名となっており、平成29年度は区全体で29名配置しています。勤務時間は1日7時間、勤務日数は月平均16日で年間192日となっています。

特別支援学級支援員は、学級担任の指導・指示のもと、児童・生徒への教育活動上、生活指導上必要な援助や安全管理等を行っており、児童・生徒への教育的効果や特別支援学級の安定的な運営などの観点からも重要な存在になっています。

区立の知的障害学級や肢体不自由学級に在籍する児童・生徒数は微増傾向にあり、インクルーシブ教育システムの構築に向けた動きの中で、人的支援のニーズが高まっている状況があります。

区では特別支援学級支援員に対する研修を実施していますが、今後、配慮を要する児童・生徒の多様な状態を理解する力や児童・生徒の成長を促進するための効果的な関わり方など、特別支援学級支援員としての専門性向上が求められています。

<取組み内容>

固定制の特別支援学級における人的支援のニーズを踏まえつつ、配慮を要する児童・生徒数や状態に応じた配置について検討し、特別支援学級支援員の充実に取り組めます。

また、特別支援学級支援員に対し、障害特性に関する理解や支援の方法、学級担任との連携に関する研修を実施し、支援の充実に向け取り組みます。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|----------------------------------|----------------------|--------|--------|
| 児童・生徒数や状態等に応じた配置の検討・取組み 研修の実施 | 検討状況を踏まえた適切な配置、支援の充実 | | |
| | 充 実 | | |

介添員の充実

<現状及び課題>

介添員は、学級担任の指導、指示のもと、児童・生徒の学校生活における日常生活の介助や安全管理等の支援を行っています。

平成28年度の配置時数実績は延べ7,623日となっており、介添員の配置は配慮を要する児童・生徒の支援や円滑な特別支援学級の運営活動に欠かせないものとなっています。

通常の学級における支援要員と同様に、年間を通じて支援できる支援員へのニーズがあります。しかし介添員は臨時職員という位置づけであり、通年で雇用することができないことや、同性介助などの必要もあるため、人材確保が課題となっています。

<取組み内容>

配慮を要する児童・生徒の学校生活における日常生活の介助や安全管理等の支援を行うため、引き続き支援要員を配置します。あわせて人材確保の方策について検討し、支援の充実に向けた取組みを進めていきます。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|----------------|----------------------|--------|--------|
| 人材確保に向けた検討・取組み | 検討状況を踏まえた適切な配置、支援の充実 | | |

【4】校（園）外から学校（園）を支援する体制

区では、教育相談室の有する専門性を学校（園）支援の仕組みに位置づけています。教育相談室は、関係機関との連絡・調整や、学校（園）に直接助言・支援を行うなど、学校（園）が関係機関から専門的な支援を求めるときの窓口となる「校外アドバイザー」の役割を果たしています。

教育相談室の教育相談専門指導員や心理教育相談員、スクールソーシャルワーカーが各学校（園）からの要請に基づき、研修講師を担ったり、支援の要請を受けた子どもや学級の課題に関する個別会議等で助言したりするなど、学校（園）への支援を進めています。

特別支援教育巡回チームの設置・運営 新

<現状及び課題>

配慮を要する子どもが、就学（就園）後も充実した学校（園）生活を送ることができるよう、学校（園）生活の様々な場面に応じた合理的配慮の提供など、きめ細かな支援が必要とされており、学校（園）の人材だけでは対応することが難しいケースも増加しています。

現在は総合教育相談室の教育相談専門指導員や心理教育相談員、スクールソーシャルワーカーが、学校（園）からの要請に応じて、「校外アドバイザー」を派遣し、研修会や事例検討会などにおいて、特別支援教育の推進に向けた支援を行っています。しかし、配慮を要する子どもたち一人ひとりの教育的なニーズに十分対応できている状況には至っておらず、子どもたちの特性や能力に応じた教育を提供していくには、校（園）外から学校（園）を支援していく体制をさらに充実していく必要があります。

<取組み内容>

教育委員会では平成33年度の「世田谷区教育総合センター」の開設に向け、特別支援教育の充実と支援の質の向上について検討しています。

こうした状況を踏まえ、配慮を要する子どもたちについて、学校（園）の人材だけでは対応することが難しい場合など、就学（就園）後の子どもの状況を専門的な視点で継続的に見守り、学校（園）を支援する特別支援教育に関わる専門チーム（特別支援教育巡回チーム）の設置に向け、取り組めます。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|-----------------------------|--------|--------------------|--------|
| 特別支援教育巡回チームの役割や構成員、運営方法等の検討 | 検討継続 | 特別支援教育巡回チームによる支援開始 | 効果検証 |

教育支援チームの設置・運営

<現状及び課題>

教育委員会に寄せられる相談件数は、年々増加傾向にあります。また、相談事案の中には、内容が複雑化し、教員やスクールカウンセラー、指導主事等の専門性だけでは対応が困難なケースも多くなっています。こうした学校や幼稚園における解決が難しい課題の深刻化・長期化を防ぎ、学校の教育活動の充実とともに、一人ひとりの子どもや家庭を支えるために、教育委員会内に心理、社会福祉、医療、法律等の専門家から構成されるチームを組織し、専門的な立場から指導・助言を行っています。

平成27年度の対状況は58件でしたが、平成28年度においては124件に増加しており、チームの規模などについて検討していく必要があります。

<取組み内容>

学校(園)だけでは解決が困難な課題について、深刻化防止、早期解決に向けて、心理や法律など専門的立場から学校(園)に対して助言・援助を行う教育支援チームを設置し、支援を行います。

また、迅速かつ適切なサポートを行うため、増加する事案に対応するチームの複数設置、複雑化・深刻化に対応するアウトリーチ機能の充実、学校管理職との連携強化など、教育総合センターの機能を踏まえた検討を行い、支援の充実に向け、取り組んでいきます。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|---|-----------------------|--------|------------|
| 教育支援チームの実施 ・臨床心理士の配置 ・スクールソーシャルワーカーの配置 ・弁護士の活用 ・医師の活用 | 実施 | | |
| 教育総合センターの機能を踏まえた教育支援チームの充実に向けた検討 | チームの複数設置、アウトリーチ機能等の検討 | | 検討を踏まえた取組み |

【5】途切れのない一貫した支援

支援が必要な児童にとって、入学当初の支援が重要であるため、幼稚園・保育所等の就学前機関や小学校からの情報を引継ぎ、途切れることのない支援を提供することが必要です。また、発達障害等の傾向がある生徒も含め、中学校から高等学校等へ進学する際も情報を引き継ぎ、支援を継続していく必要があります。

支援情報の引継ぎ

<現状及び課題>

就学支援シート

幼稚園・保育所等の就学前機関における子どもの様子や支援の方法を、区立小学校等へ円滑に引継ぐため、「就学支援シート」の取組みを推進しています。就学相談を受けている保護者への配付や就学前機関及び療育機関との連絡・調整など、「就学支援シート」の普及・促進に努め、毎年一定の成果を挙げています。

就学支援ファイル

就学相談の過程で得られる様々な情報を学校へ引継ぎ、学校生活における指導や支援に生かしていくため、保護者の同意を得ながら「就学支援ファイル」の普及・促進に努めています。

学校生活支援シート（個別の教育支援計画）

配慮を要する子どもに関する支援の連続性が途切れることのないようにするため、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別指導計画による引継ぎを実施しています。また、保護者の同意を得たうえで進学先等との情報共有を進めることや、保護者の参画による引継ぎ会の実施などの普及・促進に努めています。

<取組み内容>

就学支援シート、就学支援ファイル及び学校生活支援シート（個別の教育支援計画）による引継ぎにより、教育と福祉の連携や適切な支援の継続が図られるようになってきているため、今後も取組みを継続していきます。子どもや保護者の希望を踏まえるとともに、子どもを中心に、保護者や関係機関がそれぞれの役割分担を確かめ、必要となる支援を行っていきます。

また、教育委員会では平成33年度の「世田谷区教育総合センター」の開設に向けた検討を進めており、学校支援機能の整備を目標の一つに掲げています。配慮を要する子どもの一貫した支援のための情報共有や連携強化に向けたシステムづくりについて、世田谷版ネウボラとの連携を視野に入れるとともに、「世田谷区教育総合センター」の機能を踏まえた検討を行い、学校支援の充実に向け取り組めます。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|--|----------------------|--------|------------|
| 「就学支援シート」による引継ぎの普及・促進 「就学支援ファイル」による引き継ぎの実施 「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」による引き継ぎの普及・促進 情報共有・連携強化に向けたシステム検討【新】 | 各書式等の改善と普及・促進 | | 検討を踏まえた取組み |
| | 情報共有の内容や具体的な運用方法等の検討 | | |

関係機関との連携

<現状及び課題>

学校（園）では、配慮を要する子どもの状態について、関係機関の専門職の助言やサポートを受けて、その特性や行動の意味を理解して対応することが重要になっています。また、適切な個別・具体の支援を実施するために、校内委員会等で確認した内容を踏まえ、学校（園）と関係機関が適切に連携していく必要があります。

関係機関との連携にあたっては、保護者との連携も重要です。保護者が子どもに何らかの発達上の疑問を感じている場合もあれば、そうでない場合もあるため、一人ひとりの保護者の心理状態をよく理解したうえで、長期的できめ細やかな対応が望まれます。

また、世田谷区は、医療、福祉等の関係機関の社会資源に恵まれています。社会資源を十分に活用するためには、学校（園）がどの場合にどこに相談すればよいかすぐにわかるような情報提供が求められています。

<取組み内容>

学校（園）が関係機関を有効に活用できるように、特別支援教育コーディネーター研修や教育相談研修等の実施や関係機関の情報提供、教育相談などの充実を図ります。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|--|--|--------|--------|
| 関係機関との連携促進に向けた取組み ・各種関係協議会との連携 ・関係機関の情報提供 ・教職員研修の実施 ・教育相談の実施 | <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 充 実 </div> | | |

医療的ケア児への支援

<現状及び課題>

国においては、平成28年6月に、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が公布・施行されました。これにより、地方公共団体は、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることとされました。また、「日本再興戦略2016」では、医療的ケア児が義務教育を十分に受けられる機会を十分に保障するため、現在の訪問看護の見直しを含め、学校や通学時等の居宅以外の場所での看護が可能となるよう検討し、速やかに結論を得るとしています。

区では、地域において医療的ケア児に対応できる支援機関が不足しており、各支援機関の対応力向上に向けて、専門人材の育成・確保や保健・医療・福祉・教育の連携体制の構築、支援機関へのスーパーバイズなど、地域の支援機関を支えるための体制づくりが必要となっています。

教育委員会では第1期計画において、医療的ケアの研究・検討を明記しています。国の動きを注視するとともに、区の全庁的な検討とあわせて、平成28年度は医療的ケアに関する総合的な研究を、平成29年度には体制等の検討を行っています。

<取組み内容>

区においては、医療的ケア児及びその家族の支援に向け、対応の入口となる相談支援の充実など、保健・医療・福祉・教育が連携する仕組みづくりや、成長段階に応じた支援の充実に取り組みます。

教育委員会では、訪問看護の見直し等の国の動きを引き続き注視するとともに、医療的ケアモデル事業を実施し、就学（就園）前相談のあり方や看護師等の配置方法、必要な物品の把握、医療・福祉との連携等について、安全面や財政コスト、人

材確保の観点などから多角的に検討します。このような取組みを通じて、教育委員会における医療的ケア児への支援に関する施策に反映していきます。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|--------------------------|-------------------------------|---------------|--------|
| 保健・医療・福祉・教育の連携に向けた検討・取組み | 充 実 | | |
| 医療的ケアモデル事業の実施 | モデル事業継続 (安全面や看護師の配置方法等の検討) | モデル事業を踏まえた取組み | 課題改善 |

特別支援学級等の整備・充実

【6】特別支援学級等の整備

特別支援学級に入級する児童・生徒の増加等に対応するとともに、障害の種別や学級形態、地域的なバランス、既設の学級規模などに配慮しながら、学校の増改築等にあわせ計画的な学級整備に取り組んでいます。

特別支援学級等の整備

<現状及び課題>

障害のある児童・生徒一人ひとりの状態に応じた特別支援教育を充実するためには、特別支援学校、区立小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、シームレスで連続性のある支援の場を整備する必要があります。

第1期計画では、区立小学校全校に「特別支援教室」を整備するなど、特別支援学級等の整備・充実に取り組んできました。今後も児童・生徒の増加や地域バランス等を考慮しながら、中学校「特別支援教室」や自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）等の整備を進める必要があります。

また、増改築の機会を捉え、段階的に施設等のユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を推進しています。既存の施設において配慮が必要な場合は、階段昇降機の活用やスロープの設置、簡易修繕等により、できる限りの対応をしています。

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように生活環境を構築する考え方です。

<取組み内容>

特別支援学級等に入級(室)する児童・生徒の増加等に対応するとともに、障害の種別や学級形態、地域的なバランス等に配慮しながら、計画的な学級整備に取り組めます。

知的障害学級（固定制）及び言語障害学級（通級制）の設置については、引き続き検討していきます。

また、施設・設備面について配慮が必要な場合は、子どもの状態に応じて、できる限りのユニバーサルデザインに基づいた環境整備に努めてまいります。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|--|--|--------|--------|
| 小学校「特別支援教室」 ・児童の増加に伴う教室環境や教材等の整備・充実 | <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 利用児童数の増加等を踏まえた適切な対応 </div> | | |

| | | | |
|---|--|--|---|
| <p>・拠点校の整備・ 充実 2校(計20校)</p> <p>中学校「特別支援 教室」導入に向け た検討</p> <p>自閉症・情緒障害 特別支援学級(固 定学級)開設に向 けた検討</p> | <p>・拠点校のあり 方検討</p> <p>中学校「特別支 援教室」導入</p> <p>自閉症・情緒障 害特別支援学 級(固定学級) 開設に向けた 整備</p> | <p>・あり方検討を 踏まえた取 組み</p> <p>効果検証、課題改善</p> <p>自閉症・情緒障 害特別支援学 級(固定学級) の開設 小学校1校 中学校1校 (計2校)</p> | <p>・効果検証、 課題改善</p> <p>自閉症・情緒障 害特別支援学 級(固定学級) の充実</p> <p>次期計画に 向けた検討</p> |
|---|--|--|---|

【7】発達障害教育の推進 新

東京都は「全ての小・中学校に『特別支援教室』を設置することによって、在籍校における支援体制を整備し、発達障害の児童・生徒に対する指導内容・方法の充実を図る。」「あわせて、自閉症・情緒障害学級（固定学級）の計画的な配置を進めることで、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級及び固定学級の役割分担を明確にした『重層的な支援体制』を確立し、発達障害の程度等に応じた教育内容・方法の充実と適切な就学のより一層の推進を図る。」ことなどを目標に掲げています。

小学校「特別支援教室」の運営

<現状及び課題>

平成27年度までは、小学校の通常の学級に在籍している発達障害等の児童の一部は、在籍学級における授業の一部を抜けて、他校に設置された情緒障害等通級指導学級で特別な指導を受けていました。

しかし、東京都教育委員会の『発達障害の児童は全ての小学校に在籍していると推測されるため、在籍校で指導が受けられるよう各小学校に「特別支援教室」を設置し、準備が整った区市町村から順次、巡回指導を開始する。』との方針を踏まえ、世田谷区は平成28年度から小学校全校に「特別支援教室」を導入しました。

導入後においては、特別支援教室専門員（非常勤）を各校に配置し、「特別支援教室」で指導を行う巡回指導教員と在籍学級担任等との連絡調整を密にしながら「特別支援教室」と在籍学級の連携強化に取り組んでいます。また、臨床発達心理士が各小学校を年10回訪問し、児童の特性や支援の方策等について助言しています。

一方、在籍校で指導を受けられるようになったことなどから、「特別支援教室」を利用するための相談件数や利用する児童数が急増しています。相談件数の増加については新たな入室システムの導入により適切に対応するとともに、在籍校の校内委員会では児童の状態や支援の方策を検討し、学校全体で取り組んでいます。また、利用児童数の増加に対しては、区費非常勤講師を配置し対応しています。

<取組み内容>

利用児童数の増加に伴う教室環境や教材の整備、巡回指導教員と在籍学級担任のさらなる連携、タブレット型情報端末モデル事業の成果・普及による指導の充実などを通じて、発達障害等の児童に対する指導・支援の充実を図ります。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|-----------------------------------|--------------------------|-----------------------|----------------------|
| 児童の増加に伴う教室環境や教材等の整備・充実【再掲】 | 利用児童数の増加等を踏まえた適切な対応 | | |
| 拠点校の整備・充実【再掲】 2校(計20校) | 拠点校のあり方検討 | あり方検討を踏まえた取組み | 効果検証 課題改善 |
| 校内支援体制の充実 | 教職員の連携強化、専門性の向上など | | |
| タブレット型情報端末を活用した指導のモデル実施 (計12台) | モデル事業 (効果検証、整備に向けた検討) | モデル実施を踏まえたタブレット型端末の整備 | タブレット型情報端末を活用した指導の充実 |
| 区費非常勤講師配置 | 充 実 | | |

中学校「特別支援教室」の設置・運営 新

<現状及び課題>

世田谷区では、発達障害等の生徒がコミュニケーションスキルの向上や教科の補充など、特別な指導を受ける場として、情緒障害等通級指導学級を設置しています。

現在、中学校の情緒障害等通級指導学級は6校()に設置され、約150名の生徒が利用しています。

東京都教育委員会は、通級指導学級の指導では、対象の生徒の多くが在籍校を離れて他校に設置された通級指導学級に通うため、在籍校の授業に参加できないことから生じる学習の遅れへの不安、通学の負担など様々な課題があるとし、小学校と同様に全ての公立中学校に「特別支援教室」を設置することを東京都発達障害教育推進計画において明記しています。中学校に「特別支援教室」を導入するにあたり、教科の学習や複雑化する人間関係、将来の進路への不安など、中学校特有の課題について対応する必要があるため、目黒区、葛飾区、狛江市、日野市では東京都の指定を受け、平成28年度から中学校における巡回指導体制や、生徒一人ひとりの特性に応じた進学指導を含めた相談機能のあり方について検討を行うモデル事業を実

施しています。

世田谷中学校ひなぎく学級は、不登校生徒のための通級指導学級であることから除いてあります。

< 取組み内容 >

東京都教育委員会が現在実施しているモデル事業の実施状況や、ガイドラインの内容を踏まえ、世田谷区における「特別支援教室」の導入に向け取り組みます。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|-------------------------|---------------|-----------|--------|
| 中学校「特別支援教室」導入に向けた検討【再掲】 | 中学校「特別支援教室」導入 | 効果検証、課題改善 | |

自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の設置・運営

< 現状及び課題 >

障害のある児童・生徒一人ひとりの状態に応じた特別支援教育を充実するためには、特別支援学校、区立小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、シームレスで連続性のある支援の場を整備する必要があります。区では、区立小学校全校に「特別支援教室」を整備したり、中学校の情緒障害等通級指導学級を整備したりするなど、発達障害等の児童・生徒に対する支援の充実に取り組んでいます。しかし、発達障害等の児童・生徒の中には、「特別支援教室」や通級による指導では学習や生活上の困難の改善が難しいと思われる児童・生徒もいます。このような状況を踏まえ、児童・生徒の特性や状態に応じた適切な指導を行うため、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の設置を促進していく必要があります。一方、既に自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を設置している区市町村では、児童・生徒の状態に応じた指導が確立されていない、入級の判定が難しいなどの課題が挙げられている状況もあります。

< 取組み内容 >

自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を既に設置している区市町村が抱える課題を踏まえ、特別な教育課程の編成方法や入退級システム、学習の評価方法などに関する検討を行います。その上で障害のある児童・生徒一人ひとりの状態に応じた、シームレスで連続性のある支援の場を強化するため、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の開設に向けた取組みを進めます。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|--|--|---|---|
| 自閉症・情緒障害 特別支援学級（固 定学級）開設に向 けた検討【再掲】 | 自閉症・情緒障 害特別支援学 級（固定学級） 開設に向けた 整備【再掲】 | 自閉症・情緒障 害特別支援学 級（固定学級） の開設 小学校1校 中学校1校 （計2校） 指導の開始 | 自閉症・情緒障 害特別支援学 級（固定学級） 充実【再掲】 次期計画に 向けた検討 指導の充実 |
| 教育課程の検討 | | | |
| 入退級システムの 検討 | 就学相談の 開始 | 充 実 | |

【 8 】教材・教具の整備

区立小・中学校においては、児童・生徒の障害の状態や特性を踏まえた教材の活用を進めています。また、平成20年3月策定の教育の情報化推進計画により、特別支援学級の全学級へのパソコン及び周辺機器、大型提示装置の整備に取り組んでいます。

タブレット型情報端末の整備

< 現状及び課題 >

児童・生徒の学習意欲や学力等の向上を図るとともに、障害の状態や特性に応じた指導を充実するため、特別支援学級の全学級へのパソコン及び周辺機器、大型提示装置等を整備しました。あわせてタブレット型情報端末を活用したモデル事業の実施等にも取り組んでいます。

また、平成23年度に文部科学省が発表した「教育の情報化ビジョン」では、平成32年度までに全ての学校で1人1台のタブレット型情報端末を導入したIT授業を実現するという目標が掲げられています。

今後、こうした国の動向や世田谷区におけるモデル事業の実施状況を踏まえ、ICTの活用に関する教員の知識・技能のさらなる向上に努めるとともに、タブレット型情報端末の整備を進めていく必要があります。

< 取組み内容 >

国の「学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議」の動向やモデル事業の実施で得られた成果・課題などを踏まえ、タブレット型情報端末の整備について検討します。また、タブレット型情報端末等を用いた指導方法の充実に向けた取組みを進めます。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|--|----------------------------------|-------------------------------------|--|
| タブレット型情報端末を活用した指導のモデル実施及び導入に向けた検討 《特別支援学級》 (計52台) 同上 《特別支援教室》 (計12台) 【再掲】 | モデル事業継続(効果検証、整備に向けた検討) 同上 | タブレット型情報端末の整備 同上 《特別支援教室》 | タブレット型情報端末を活用した指導の充実 同上 《特別支援教室》 |

特別支援教育の指導の充実

【 9 】教員の資質・専門性の向上

配慮を要する子どもの教育的ニーズは多様化しており、特別支援教育を充実させるための教員の資質や専門性の向上がますます求められています。

教育委員会では特別支援教育に関する教員研修や研究活動の実施を通じて、教員の資質・専門性の向上に取り組んでいます。

教員研修の実施

< 現状及び課題 >

特別支援学級担任教員研修については、児童・生徒の理解、指導の工夫・改善等を主なねらいとし、講義や実践発表、授業研究などの手法を用い、毎年3回程度実施しています。年度の後半に開催する場合もあるため、今後、開催時期について検討していく必要があります。

管理職研修やライフステージに応じた研修（中堅教諭等資質向上研修、初任者等研修）夏季教育課題研修、幼児教育研修においても、特別支援教育に関する内容を、実施しています。

また、各校（園）の状況に応じて、特別支援教育をテーマとした校（園）内研修を実施している学校（園）もあります。

< 取組み内容 >

特別支援学級担任教員研修の効果的な開催時期について検討するとともに、より実践的な内容を取り入れ、実施していきます。

管理職研修やライフステージに応じた研修等についても、それぞれの職層を踏まえた内容を計画的に実施するとともに、研修アンケートの結果等を反映するなど、より効果的な研修となるよう取り組みます。

また、校（園）内研修については、引き続き各校（園）の実施を支援していきます。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|--------------|-------------------------------|--------|--------|
| 特別支援学級担任教員研修 | 実践的な研修の実施・充実 | | |
| 職層等に応じた研修 | 計画的かつ特別支援教育を取り巻く環境の変化等を踏まえた内容 | | |
| 校（園）内研修の支援 | 充 実 | | |

教育研究活動（教材開発・研究を含む）の実施

<現状及び課題>

第1期計画の行動期間である平成28年度から平成29年度においては、教育ビジョン推進研究開発校等を指定し、「特別支援教育の視点を生かした学習指導で学力の伸長」「一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実」「自己有用感を高める活動の工夫」などの研究や成果の普及などを実施しています。

また、現場の教員は、校（園）務や保護者対応等に追われ、個人やグループ等での主体的な研究活動が十分にできない状況があります。また、ICT技術の急速な進歩等を見通し、常に新たな研究に取り組む必要がありますが、様々な先駆的な教材に触れる機会が少ないといった課題もあります。

<取組み内容>

引き続き、研究開発校・研究指定校・研究奨励校等による研究を実施し、教員の専門性向上を図ります。

また、教育委員会では平成33年度の「世田谷区教育総合センター」の開設に向けた検討を進めており、教育研究機能の充実を目標の一つに掲げています。特別支援教育の指導に関する研究やICT機器を活用した教材開発等についても、「世田谷区教育総合センター」の機能を踏まえた検討を行い、教員の専門性の向上を図ります。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|---|--------------------------------------|--------|------------|
| 研究開発校等による研究の実施 教育総合センターの機能を踏まえた教育研究活動の充実に向けた検討 | 適切な研究テーマの設定、成果普及 | | 検討を踏まえた取組み |
| | 専門的・先駆的な研究活動の推進や主体的な研究活動の促進と支援に関する検討 | | |

専門性向上プロジェクトの実施 新

<これまでの取組み>

世田谷区では、平成23年度から平成24年度にかけて、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、「特別支援学級と特別支援学校の連携による専門性向上プロジェクト」（以下「専門性向上プロジェクト」といいます。）を実施しています。

当時の専門性向上プロジェクトでは、祖師谷小学校、桜町小学校、芦花中学校（固定制・知的）が、都立久我山青光学園から計画的・継続的な支援を受けることで、特別支援学級担当教員が児童・生徒の実態把握の方法等についての理解を深め、児

童・生徒の課題を的確に捉え、指導の改善・充実につなげることができました。

指導の改善・充実を図ったことにより、児童・生徒がより一層充実した学校生活を送り、また、保護者の特別支援学級に対する信頼を高め、さらに在籍校の通常の学級の教員も特別支援教育の理解をより一層深めるようになるなど、さまざまな効果がありました。

<今後の取組み内容>

東京都教育委員会では、過去に実施した専門性向上プロジェクトの成果を踏まえ、平成29年2月に策定した東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画において、特別支援学級担当教員の専門性向上事業の実施を明記しています。

世田谷区ではこれまでの経緯を踏まえ、平成29年度に都立久我山青光学園と区立小学校特別支援学級(固定制・知的)において、本事業を実施します。都立特別支援学校の支援を継続的・計画的に受けるとともに、その成果を他の特別支援学級へ普及していく仕組みの構築に向け、特別支援学級担当教員の授業力・専門性向上に取り組みます。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|------------|-----------|--------|--------|
| 区立学校への成果普及 | 効果検証、課題改善 | | |

【10】障害者理解教育の推進

誰もが互いに人格と個性を尊重し、支えあい、人々の多様なあり方を相互に認め合える共生社会の実現をめざすには、子どもたちから多様な人とふれあう経験を積み重ねることが大切です。区では、区立小・中学校の特別支援学級と通常の学級、また都立の特別支援学校と区立の小・中学校との間で授業参加や給食、スポーツや体験活動など、交流及び共同学習に取り組んでいます。

人権や多様な個性を尊重する教育

<現状及び課題>

様々な差別や偏見をなくし、互いに尊重し合う社会を築くためには、学校教育の果たす役割は重要です。教育委員会では、第2次世田谷区教育ビジョンの基本的な考えに多様性の尊重を掲げ、子ども一人ひとりの多様な個性や能力を十分把握し、個に応じた指導をきめ細かく行う教育を目指しています。各学校では、全ての教育活動を通じて人権教育の推進に取り組んでおり、人権に関する基礎的な知識や理念の理解を深めるほか、自他の人権の尊重や多様性を温かく受け入れるといった態度的な側面、コミュニケーション能力や違いを認め合える能力の育成といった技能面の側面について学んでいます。

また、子どもたちに人として生きるうえで大切な人間性・道徳性をはぐくむとともに、社会の構成員としての自覚や社会生活を送るうえで必要な規範意識や生活習慣を身につけるため、道徳教育の充実に取り組んでいます。

さらに、東京都教育委員会は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を子どもたちの人生にとってまたとない機会と捉え、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」を都内全ての公立学校で展開しています。「東京都オリンピック・パラリンピック教育」では、子どもたちに特に身に付けてほしい資質の一つに「障害者理解」が挙げられており、障害者理解の学習・体験や障害者との交流を通じて、障害を理解する心のバリアフリーの浸透を目標としています。

障害のある子どもたちと障害のない子どもたちが共に学ぶ仕組みなどのインクルーシブ教育システムの構築に向け、学校（園）現場で障害のない子どもたちに障害者理解を促進していく必要があります。

<取組み内容>

子どもたちが、正しく障害者理解をするためには、「正しい知識の習得」「体験的な活動」「実践的な活動」「振り返り」といったサイクルをつくっていくことが重要です。世田谷区がこれまで取り組んできた人権教育や道徳教育の成果を生かすとともに、各校において、学校の教育活動全体を通して、各教科等の相互の関連を図るなど、発達段階に応じた指導を実施していきます。

また、オリンピック・パラリンピックを契機とした障害者理解に向け、学習やボランティア体験の充実を図ります。

さらに、福祉や地域団体と連携した「出前型啓発事業」の実施について検討し、取組みを進めていきます。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|------------------------------|--|---|--------|
| 人権教育の実施 | <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> これまでの人権教育や道徳教育の成果の活用、 障害者に関する正しい知識習得など </div> | | |
| 道徳教育の実施 | | | |
| オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の実施【新】 | | | |
| 出前型啓発事業の検討【新】 | 検討を踏まえた取組み | <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 効果検証、課題改善 </div> | |

障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの交流

<現状及び課題>

オリンピック・パラリンピック教育を契機とした交流活動の実施については、世田谷区スポーツ振興財団などの協力を得て、車椅子テニスやボッチャ、ゴールボールなどのパラリンピアンなどとの交流が多くの学校で行われています。子どもたちは目標を達成するまで諦めない強さなどに感動したり、これからの自らの生き方を考えていくきっかけづくりになったりしています。

交流及び共同学習については、内容や実施方法などを教育課程に位置づけ、児童・生徒の状況などに配慮しつつ、給食交流や運動会、学芸発表会、クラブ活動、教科の学習など、日常における学校生活の様々な場面において、相互にふれあい、理解を深めています。

また、平成28年度の副籍制度においては、特別支援学校に在籍している約120人の児童・生徒が、副籍校（在住地域の区立小・中学校）の児童・生徒と直接交流や間接交流を実施しています。

<取組み内容>

地域共生社会の形成に向け、オリンピック・パラリンピックを契機としたボッチャ等の障害者スポーツを通じた交流活動の充実を図ります。

また、区立小・中学校の特別支援学級と通常の学級において、交流及び共同学習等を実施し、相互理解の促進を図ります。さらに、都立特別支援学校在籍者と副籍校（在住地域の区立小・中学校）との副籍交流に取り組んでいきます。

交流及び共同学習の実施にあたっては、特別支援学級等に在籍する児童・生徒が豊かな社会性などをはぐくんでいけるよう、また、通常の学級に在籍する児童・生徒が障害者理解のための学習の成果を生かすことができるよう、取り組んでいきます。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|--------------------------------|---|--------|--------|
| オリンピック・パラリンピックを契機とした交流活動の実施【新】 | 効果検証、課題改善 | | |
| 交流及び共同学習の実施 | 障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の双方にとって効果的な取組み、相互理解の促進 | | |
| 副籍制度による交流活動の実施 | | | |

保護者や学校関係者への理解啓発 新

<現状及び課題>

第1期計画では、「特別支援教室」の導入に伴い、教職員やクラスメイト、保護者、地域の人々が学び方の違いを受け止め、理解していくことが重要であると考え、全小学校において障害者理解の啓発を実施しています。

しかし、インクルーシブ教育システム構築の推進にあたっては、普段から地域に障害のある人がいるということが認知され、障害のある人と周囲の人々との相互理解が重要であることから、小学校における障害者理解のみならず、学校（園）・家庭・地域が連携・協働し、より幅広く障害者理解を促進していく必要があります。

<取組み内容>

世田谷区における特別支援教育推進に関するリーフレットを作成し、保護者や地域の学校関係者、幼稚園、保育所、関係機関等に配付し、その取組みについて、障害者理解の啓発を実施します。

また、特別支援教育や障害者理解等の啓発について、PTAや家庭教育学級との連携に向けた検討を行い、充実を図ります。

年次別計画

| 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|--------------------------|--------------|-----------|--------|
| リーフレットの作成・配付 | 内容等の改善、普及・促進 | | |
| P T A ・ 家庭教育学級との連携に向けた検討 | 検討を踏まえた取組み | 効果検証、課題改善 | |

世田谷区特別支援教育推進計画（平成30年度～平成33年度）

発行 世田谷区教育委員会
編集 世田谷区教育委員会事務局教育相談・特別支援教育課
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
電話 03-5432-2690
FAX 03-5432-3041
URL <http://www.city.setagaya.lg.jp/>
発行年月 平成30年3月
印刷物登録番号
